

第 1 章 計画策定の契機と目的

第 1 節 契機と目的

第 1 項 計画策定の趣旨

円山公園は、明治 6 年（1873）の太政官布達に基づき、明治 19 年（1886）に開園した市内で最も古い公園であり、明治 22 年（1889）の市制施行に伴い、京都府から京都市に移管された。

昭和 6 年（1931）10 月 21 日には、「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づいて国の名勝に指定された。

昭和 31 年（1956）には、都市公園法に基づく都市公園となり、それ以降、都市公園として、都市環境の保全を図るための維持が図られてきた。

円山公園は、東面に東山山麓、西面に八坂神社、南面に高台寺、北面を青蓮院や知恩院などに囲まれた、市内に数多く所在する公園の中でも稀有な好立地を誇っている。また、その歴史・文化的に由緒ある土地は、豊かな自然に囲まれており、開設以来、園内の祇園枝垂桜、園池と流れ、音楽堂を抱える市内随一の行楽地として、市民をはじめ、観光客など数多くの来園者を迎えてきた。

このように、名勝と都市公園という二面性が融和した円山公園は、来訪者をひきつける数多くの要素を持ちながら、これまで存分にその魅力が発揮されてきたとはいえない。一例を挙げれば、数多くの名勝庭園が所在する本市にあって、残念ながら、円山公園が国の名勝に指定されていることが市民等に強く認識されている訳ではない。また、本市として、名勝に相応しい水準の保存管理を実施してきたとはいえない。さらに、都市公園として、極めて恵まれた立地にありながら、その条件に見合った十分な整備・活用をしてきたとはいえない。

折しも、平成 28 年（2016）に開園 130 周年を迎える節目を迎え、さらに平成 32 年（2020）には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、国内外からの来訪者を受け入れる機会を得た。

本市では、これまでの円山公園の保存管理を見直し、その自然的景観と中心市街地に近接する立地という最大の魅力を十分に活用し、より一層質の高い保存管理と再整備（修復）を行うことで、更に多くの市民をはじめとする来訪者が集い、自然と文化に触れる憩いの場となることを目指して保存管理計画を策定した。

第2項 基本事項

(1) 計画の対象範囲

本計画は、名勝指定範囲（約 103,090 m²）及び都市公園区域（86,641 m²）を包括する範囲を対象とする。都市公園区域を範囲としたのは、円山公園の成立過程及び現況の利用動向を踏まえ、名勝円山公園の重要な要素として捉えたことによるものである。必要に応じて都市公園区域も含めた保存管理に向けた検討を図る。

表 1 計画の対象範囲

名勝指定範囲	約 103,090 m ²
都市公園区域	86,641 m ² (内訳：国有地 62,164 m ² ，市有地 24,477 m ²)
計画の対象範囲	名勝指定範囲と都市公園区域を包括する範囲

出典：京都市資料

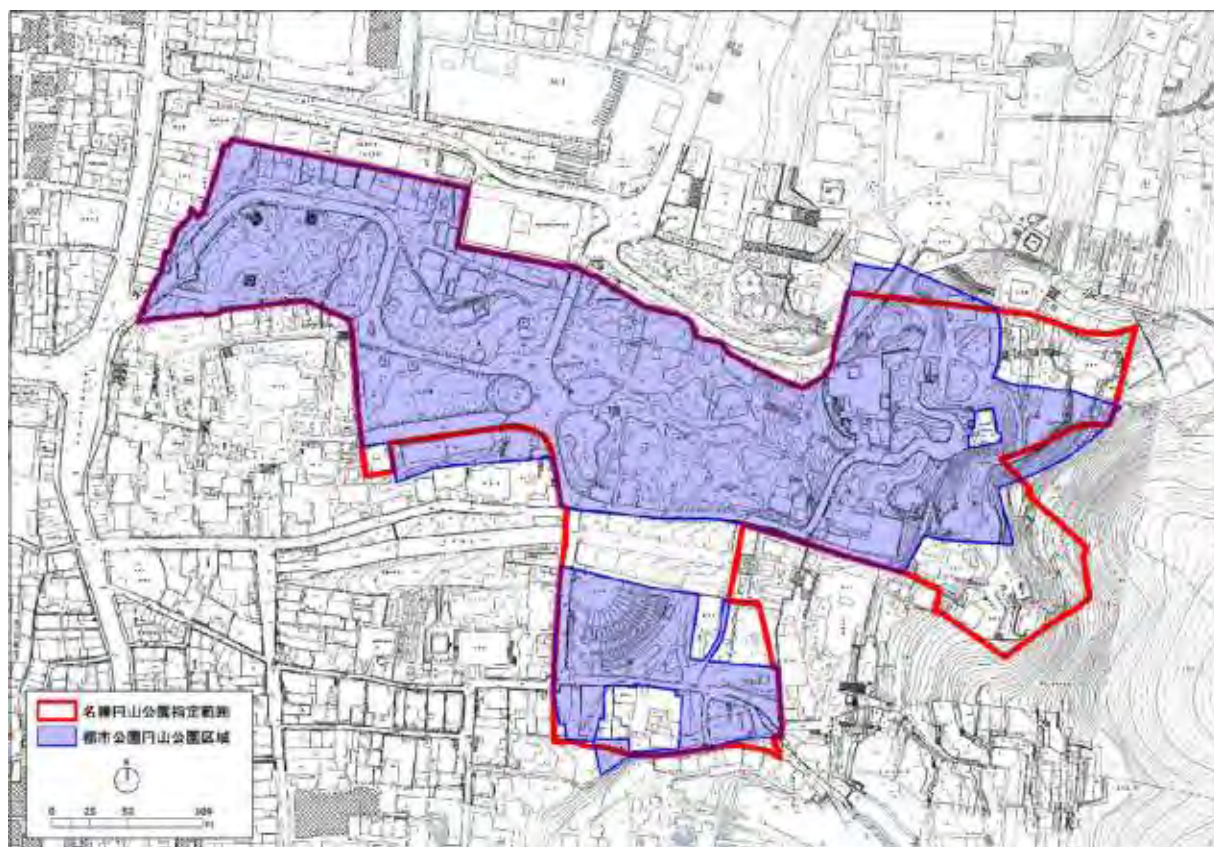


図 1 計画策定の範囲

出典：京都市資料を基に作図

(2) 指定の状況

昭和6年(1931)10月21日に円山公園は名勝に指定された。指定理由は以下のとおりであり、「四時遊覧ノ勝區」であることが、評価されている。

表2 円山公園 名勝指定資料

名 称 :	円山公園	
所 在 地 :	京都府京都市東山区円山町・祇園町・鷺尾町	
指定地域 :	(名勝指定 昭和6年10月21日 文部省告示第306号)	
	東山区 円山町	7-3, 462-1, 462-2, 462-3, 462-4, 463, 464, 465, 465-1, 466, 467, 468, 469-1, 469-2, 469-3, 469-4, 470, 471, 472, 473, 474 安養寺境内, 474-1 弁天堂境内, 474-2, 475, 476 長樂寺境内, 605, 606, 607, 608, 608-1, 609, 609-1, 610, 610-1, 611, 611-1, 612, 612-1, 612-2, 612-3, 613, 614, 615, 616-2, 617, 618-1, 619, 619-1, 619-2, 619-3, 620, 620-1, 621, 621-1, 621-2, 621-3, 621-4, 622, 622-1, 623, 623-2, 623-3, 623-4, 本願寺別院境内実測 1,566 坪 4 合 9 勺
	同 祇園町	348, 349, 350, 624, 624-1
	同 北側	
	同 鷺尾町	524 西行庵境内, 524 (公園地), 524 (宅地), 525 雙林寺境内, 525 (公園地), 525-1
		円山町 467 先より鷺尾町 524 先に至る道路敷
指定理由 :		
	(1) 指定基準 名勝の部第1 (庭園, 公園)	
	(2) 説明	
	京都市ノ公園ニシテ東山ノ西麓ニ在リ眞葛原ヨリ祇園林ニ亘ル一帯ノ地ナリ北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八阪神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ安養寺辨大堂長樂寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル世ニ祇園ノ糸桜トスル巨樹又名高シ四時遊覧ノ勝區タリ	
管理団体 :	京都市 (昭和7年1月29日指定)	

出典：官報及び史跡名勝天然記念物指定等目録（文化庁記念物課），国指定文化財等データベースより作成

第3項 策定委員会の設置・経緯

本計画策定に当たっては、平成26年（2014）6月11日に「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の規定に基づき、京都市規則第11号を公布の上、施行し、「名勝円山公園保存管理計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置した。

平成26年度（2014）は、主に計画策定のための現地調査を行うとともに、円山公園の成り立ち、現況と課題を整理し、策定委員会を2回開催し、保存管理の方向性と方針を検討した。

平成27年度（2015）は、過年度成果を踏まえ、策定委員会を3回開催し、現状変更等の取扱方針及び取扱基準や運営及び体制について検討するとともに、再整備（修復）に係る基本計画を検討し、所定の手続を経て本計画を作成した。

なお、策定委員会の委員等は、次のとおりである。

表3 名勝円山公園保存管理計画策定委員会名簿

氏名	役職等	備考
尼崎 博正	京都造形芸術大学 教授 日本庭園・歴史遺産研究センター 所長	委員長
丸山 宏	名城大学農学部 教授	副委員長
井上 剛宏	東京農業大学 客員教授	
小川 治兵衛	造園植治 11代目当主	
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	
オブザーバー	文化庁文化財部記念物課 京都府教育庁指導部文化財保護課	
事務局	京都市（建設局みどり政策推進室，文化市民局文化財保護課）	

策定委員会の開催状況は、以下のとおりである。なお、策定委員会は計5回開催した。

表4 名勝円山公園保存管理計画策定委員会の開催状況

策定委員会	日時・場所	議事
第1回	平成26年（2014） 11月21日（金） 職員会館かもがわ中会議室	・計画策定の背景と目的について ・名勝円山公園の成り立ちと現況について ・名勝円山公園の課題について ・名勝円山公園の保存管理の方向性について
第2回	平成27年（2015） 2月7日（土） 東山区総合庁舎（北館）会議室	・現地視察 ・名勝円山公園の保存管理の方向性について ・名勝円山公園の保存管理方針について
第3回	平成27年（2015） 5月7日（木） 職員会館かもがわ中会議室	・平成27年度の取組について ・名勝円山公園保存管理計画（素々案）について
現地視察	平成27年（2015） 6月12日（金） 現地	・再整備（修復）について
第4回	平成27年（2015） 7月17日（金） 京都市役所 寺町第2会議室	・名勝円山公園保存管理計画（素案）について
第5回	平成27年（2015） 11月2日（月） 京都市役所 寺町第2会議室	・名勝円山公園保存管理計画（案）について

策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則は以下のとおりである。

表 5 策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会委員（第4条第1項の規定により部会の構成員として市長が指名する委員以外の委員をいう。以下同じ。）の互選により定め、副委員長は委員会委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員会委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、委員長が指名する委員会委員及び部会の構成員として市長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)

第2節 上位計画・関連計画における位置付け

本市では、円山公園の保存管理計画に係る自然や緑、あるいは歴史と文化に関して、京都市基本計画や東山区基本計画などの上位計画、本市の関連計画などにおいて取り上げられ、文化財の保護、緑の保全、都市景観の向上、歴史的風致の維持向上などが謳われている。

本節では、これら本市で策定された上位計画・関連計画のうち、円山公園の保存管理に関する事項について概説するものである。

第1項 上位計画

(1) 京都市基本構想（平成13年（2001）～平成37年（2025））

京都市基本構想では、「本市がめざす都市のあり方を『世界文化自由都市』としてとらえ、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。』」としており、名勝円山公園における自然と歴史的な景観の保全への取組が位置付けられているといえる。

(2) 京都市基本計画（平成23年（2011）～平成32年（2020））

京都市基本計画では、「『市民のくらしとまちづくり』の項目で『まちの基盤づくり』として、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、（後略）』と記述されており、円山公園の保存管理は、その理念に合致したものであるといえる。さらに11の重点戦略のひとつとして、「歴史都市の品格と国内外の人々を魅了する『歴史・文化創生戦略』」を掲げており、名勝円山公園も京都の品格と魅力を国内外のひとつとに発信できる場とすることが期待される。

(3) 東山区基本計画（平成23年（2011）～平成32年（2020））

名勝円山公園が位置する東山区のマスタープランである東山区基本計画では、「未来像の1つとして『緑と清流、風情ある町並みが、心にも環境にもやさしいまち・東山』」を掲げており、名勝円山公園の緑と清流はまちづくり方針の重点プロジェクトとして位置付けることができる。

第2項 関連計画

(1) 緑の基本計画（平成22年（2010）～平成37年（2025））

緑の基本計画では、「円山公園は『拠点となる緑（既存）』」として位置付けられており、まとまった面積で残されてきた緑環境として高く評価されている。

(2) 都市計画マスタープラン（平成24年（2012）～平成37年（2025））

都市計画マスタープランでは、「『京都の魅力を高める土地利用』として『京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導する』」としており、名勝円山公園が位置する八坂、清水等の社寺周辺においても、歴史や文化を活用して、観光、商業サービス機能の充実を図ることが求められている。

(3) 歴史的風致維持向上計画（平成 21 年（2009）～平成 32 年（2020））

平成 27 年（2015）6 月 29 日に「京都市歴史的風致維持向上計画」の計画変更が認定され、「名勝円山公園再整備（修復）事業」が追加された。ここでは、名勝円山公園が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由として、「円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜と共に市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される」と位置付けられている。

第 3 項 名勝円山公園保存管理計画の位置付け

これらの各計画の関係は次図に示すとおり、「京都市基本構想」を基に、総合計画である「京都市基本計画」と相互補完する「東山区計画」の下に、分野別計画である「京都市緑の基本計画」、「京都市都市計画マスタープラン」、「京都市歴史的風致維持向上計画」と連携しながら、「名勝円山公園保存管理計画」が位置付けられる。

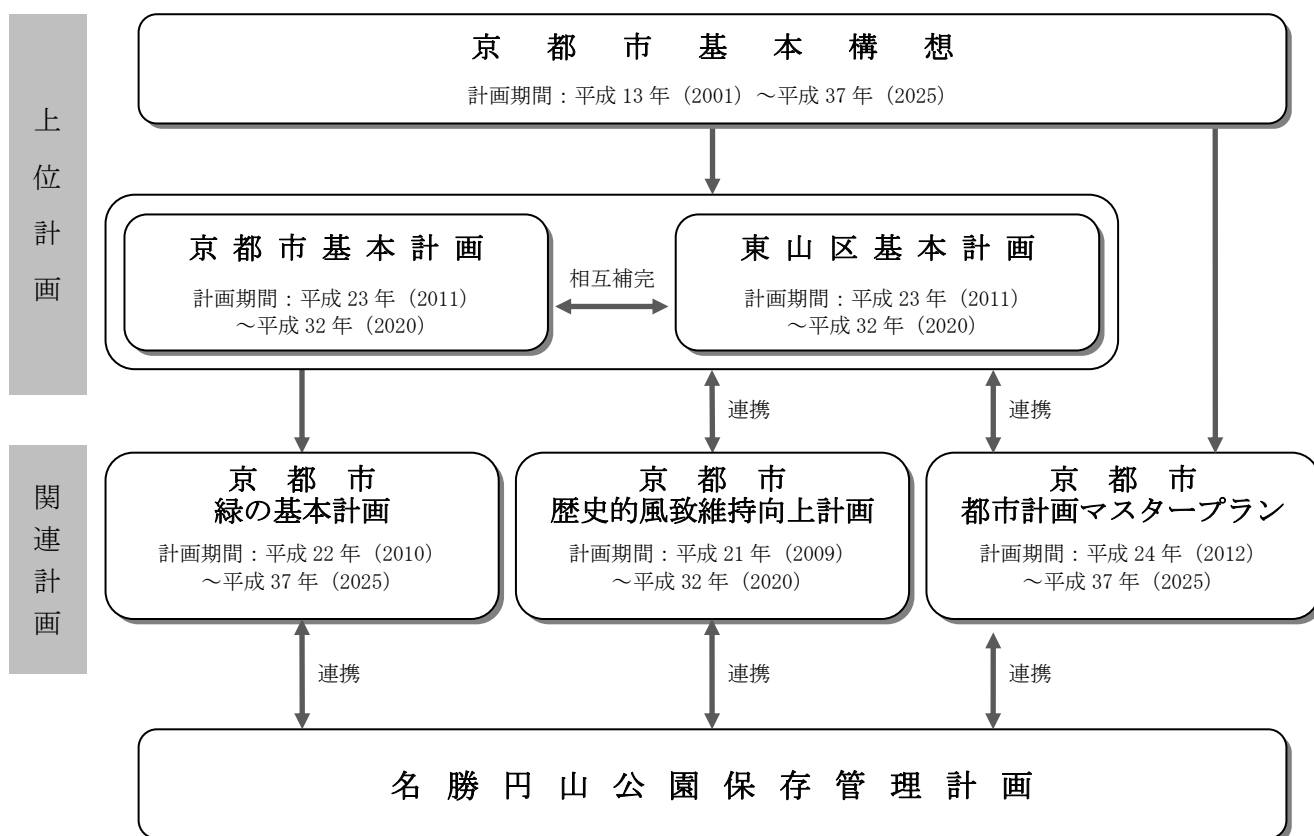


図 2 上位計画・関連計画における名勝円山公園保存管理計画の位置付け